

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
(令和6年度 第1回)
議事要旨

日時：令和6年9月2日（月） 16：00～18：00
場所：中央合同庁舎3号館 11階特別会議室（WEB 併用）

○ 議論事項

品確法第24条に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正骨子案について

○ 報告事項

令和5年度、令和6年度の各部会における議論内容の報告

（1）建設生産・管理システム部会 （2）業務マネジメント部会 （3）維持管理部会

<委員からの主な発言>

○ 議論事項 品確法第24条に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正骨子案について

- ・ 資料1－4 p 5の「地域の企業と施工技術を有する企業との連携」について、JVは、地域の建設会社はペーパージョイントになりがちと思われる。今のままの文章だとそうした恐れが解消されない
ので、もう少し表現を工夫する必要がある。
- ・ p 36の1257行目に「研究開発主体による成果の利用」について記述されているが、成果の利用を
国が発注工事に指定することはできるのか。成果に携わっていない者は排除されることの正当性を
問われたときに耐えられるのか。オールジャパンでいいもの作っていくのが大事だと思っているが。
独禁法との関係など、足下をすくわれないように注意が必要。
- ・ p 2の60行目に「公共工事の担い手の育成・確保に資するよう」という表現があるが、「資する」
がマストと受け取れるため、表現を軟らかくしてもよいのではないか。
- ・ p 5の165行目に「地域の企業と施工技術を有する企業との連携」について記載されているが、「措
置」の内容が具体的に示されないと、負担の増大につながらないか不安になる。表現を含め具体性
が必要であると思う。
- ・ p 23の799行目に災害復旧・復興工事の担い手の確保として、共同企業体等の活用に関する記述
があり、地域維持型建設共同企業体等の記載があるが、どのような場合に活用されるのか具体的に
記述してほしい。ガイドラインかもしれないが、表現について具体性のあるものが必要ではないか。
- ・ p 35の1235行目にCO2排出削減効果に関する記述があるが、「国の研究機関が策定した公共工
事におけるCO2排出削減効果を適切に評価するためのガイドライン」が唐突にでてくる。発注者と
しての考え方、方針を示すことが必要ではないか。
- ・ p 2の44行目に「新技術の活用に当たっては、価格のみを理由としてその利用が妨げられることの
ないよう配慮」とあるが、どのようなケースを考えているのか。
- ・ p 3の77～79行目に「不調不落を回避～」 「需給の状況～」を入れてくれたのはよかったと思う。
平成26年の改正の時は、予定価格は、受注者側の利潤の確保、社会情勢の変化を反映するとい
うことがしっかり書かれており、不調不落防止の徹底の観点から予定価格を若干アップする努力をした。
それに加えて今回は、イニシャルコストが高くても、ライフサイクルコストを抑制したり、脱炭素
に有効な新技術もあると思うので、従来以上に予定価格をアップし上限拘束による弊害をなくす取
組みを進めてもらいたい。
- ・ 現状の表現では、新技術が排除されないように伝わるのか心配である。
- ・ p 31～「参加者確認型随意契約方式」に関する記述があるが、随意契約は法的には硬直的。「当該
地域において受注者になろうとする者が極めて限られており」とあるが、2者の場合はどうなのか。

又、公共工事で全く同じはない。「など」とあるが、「競争が存在しない」、やってくれる業者が一者しかいない、という理解でよいのか。また、「明示した上で公募を行い」とあるが、誰か（どの業者か）を明示するのか。

- p 10の 338 行目に、労務費や休日の付与等に関する「実態の調査を行うよう努めることが規定」と記載されているが、改正品確法第 27 条を反復した書き方になっている。他の項目は推進、実施という書き方がされており、行うということでもいいと思うが、努めるのであればせめてどのように努めるのか書いてもらう必要がある。
- 履行期間の平準化について問題意識があり提案頂いているが、なかなか改善できていない。内容を吟味して改めて話をさせていただければと思う。V や VI については現状ではあまり考えておらず提案できるような状況にない。要望があれば整理したい。
- スライド条項は工事に限定されるという認識である。業務においても 2 カ年等複数年業務が増えている。2 カ年目には古い単価が用いられている。価格転嫁への対応でもあるので、可能であれば検討頂きたい。
- p 5の 164 行目に「地域の企業と施工技術を有する企業との連携」の話があるが、業務の方にも盛り込まれる可能性はあるのか。業務においても連携、JV を認めていく方針なのか。
- p 18の 642 行目に「情報通信技術を活用したデータの適切な引き継ぎ」について記述されているが、地質調査業界の情報の伝達は重要。設計、施工、災害対応を含む維持管理において、バックキャスト的に送り込む情報の様式や内容などを考えていこうとしているので、そのような点も含めて検討をお願いしたい。
- 地質調査は専門性が高く、一般の方にはわかりにくい部分もある。地方公共団体では専門の方が少ないという実態があり、発注者の皆さんにも参加いただきたいという趣旨で、業界として技術講習会を開催している。p 19の 667 行目に「外部からの支援体制の活用」に関する記述があり、改正条文や改正要綱では「民間団体」と記されているが、運用指針では「民間」と書かれている。何らかの意図があるのか。
- 資格に関し、総合評価落札方式で組合せ加点が試行されており、正式な運用をお願いしたい。また、法改正で制度の運用のあり方について追加されたが、運用指針のどこに書かれているのか。
- 法案に沿った形で、反映して頂いたと思っている。しかしながら、法案の条文をなぞっている記載が多く、全体的に詳しく記載しないと具体的に何をするのかわかりにくい。
- p 26の 925 行目に「早期の災害復旧・復興に向けた取組」の記述がある。激甚災害に指定されるかどうかは内閣の決定によるが、激甚災害に指定されるか否かで測量業者は大きな影響を受ける。災害査定の根拠資料として平面図、縦断図、横断図を作成するが、激甚災害に指定されると「簡素化」されるので手間、スピードが全く違う。災害発生から激甚災害の指定にはタイムラグがあり、迅速な指定をお願いしたい。
- 現地が冬場には降雪地の場合、「簡素化」の図面だけでは工事設計の測量図面を作れない課題もある。最前線の技術者は悩んでいる。
- また、働き方改革を進める必要があるものの、査定工期に余裕なく、さらに災害査定の資料等作成後に、通常業務を待たないでやらないといけない。災害復旧に支援した業者には、国、地方自治体等は、工期をずらしていただけるとありがたい。

- ・ p 3 の 96 行目に「総合的に価値の最も高い資材等を採用する際は、その採用に必要な費用を適切に反映させた適正な予定価格を設定」と記述されているが、文章がこなれていない。表現ぶりを検討いただきたい。
- ・ p 1 8 の 626 行目に「BIM/CIM を適用することにより、業務に関するデータの共有・活用を容易にし、受発注者の生産性向上を推進」、「情報を受発注者の関係者間で共有できるよう、情報共有システム等の活用を推進」とあり。情報共有システムに入りたいということだと思うが、2つあわせてうまい表現を検討してほしい。
- ・ p 2 2 の 766 行目に「保険料の積算への反映」について書かれているが、地方公共団体の職員は実際にどういうものを積算に反映したらよいかわからない。マニュアル等で実際の数値を書き込むなど、わかりやすい数値の適用が必要ではないか。
- ・ 本当に生産性が高まったのか継続的にモニタリングすべき。モニタリング指標を作って、指標化をする努力が必要ではないか。
- ・ BIM/CIM、データマネジメントは次回があると思うが、実際に仕事をしている調査・設計、施工の方々が、非常に似たようなデータ、図面、ドキュメントを用いて必要な情報を様々な目的で抽出して書き直して協議するという仕事が多く、かなり負担になっていると感じる。そういった情報がある場所に集まっていて、必要なフォーマットに変換できるような仕組みが必要なのではと感じている。
- ・ BIM/CIM について、地方公共団体は活用がスムーズにいったいない。相当まだまだ努力が必要。また、若手の担い手育てていかなければならない。BIM/CIM の実際の活用状況を我々も調査していかないといけないと思っている。
- ・ 運用指針の方向性に異存はない。地方の発注者として、これからも必要な取り組みに対応させていただきたい。
- ・ 参加者確認型随意契約方式に関して、業者の割り振りのような不正につながらないように留意する必要がある。運用指針の表現を間違えると誤った使い方を招く恐れがあるので注意してほしい。
- ・ 大手企業と地域会社の JV について、今までと変わらないのではなく、技術移転等、地域の会社に学ばせていくことがはっきりわかる表現にしてもらいたい。
- ・ 技術開発について、総合的に良い資材を使う検討は、工事の段階で実施するものと、設計の段階で実施するものの整理が必要と思われる。また、その検討方法について、ある程度のガイドラインを示して頂けると、自治体でも実施できると思われる。例えば、よくある指標としてはライフサイクルコストだが、今後は CO2 削減効果等も積極的に組み込むことになると思われ、検討のやり方を示して頂けるとありがたい。

○報告事項 令和5年度、令和6年度の各部会における議論内容の報告

- ・ 資料2の p 4、変更契約の対象とすることが書かれており、大変結構だと思う。平成 17 年品確法制定以来、当初の第 14 条で「高度技術提案型」総合評価があり、ライフサイクルコストが安くなるものはイニシャルコストが高いものでよい、として予定価格を引き上げることを認める規定があった。変更契約ではなく、当初の予定価格をアップすることがもし可能ならば検討いただきたい。

以上